有限責任あずさ監査法人確定給付企業年金規約

第 1 章 総 則

第2章 加入者

第 3 章 基準給与及び標準給与

第 4 章 給 付

第 1 節 通 則

第2節 老齢給付金

第3節 脱退一時金

第 4 節 遺族給付金

第 5 章 掛 金

第 6 章 積立金の積立て

第7章 積立金の運用

第8章 年金通算

第9章 終了及び清算

第10章 雜 則

附 則

別 表

第1章 総則

(目的)

第1条 この確定給付企業年金(以下「本制度」という。)は、確定給付企業年金法(平成13年 法律第50号。以下「法」という。)に基づき、本制度の加入者及び加入者であった者(以下「加 入者等」という。)の老齢、脱退又は死亡についてこの規約の内容に基づく給付を行い、もって 公的年金の給付と相まって加入者等及びその遺族の生活の安定と福祉の向上に寄与することを 目的とする。

(事業主の名称及び住所並びに実施事業所の名称及び所在地)

第2条 本制度を実施する厚生年金適用事業所(以下「実施事業所」という。)の事業主(以下「事業主」という。)の名称及び住所は、次の表に掲げるとおりとする。

名 称	住 所
有限責任あずさ監査法人	東京都新宿区津久戸町1番2号
KPMGコンサルティング株式会社	東京都千代田区大手町一丁目 9番 7号
株式会社KPMG Ignition	東京都千代田区大手町一丁目6番1号
Токуо	

2 実施事業所の名称及び所在地は、次の表に掲げるとおりとする。

名 称	所 在 地
有限責任あずさ監査法人	東京都新宿区津久戸町1-2あずさセンタービル
KPMGコンサルティング株式会社	東京都千代田区大手町1-9-7
	大手町フィナンシャルシティサウスタワー
株式会社KPMG Ignition	東京都千代田区大手町1-6-1
Токуо	大手町ビルヂング7階

第2章 加入者

(加入者)

- 第3条 本制度の加入者は、実施事業所に使用される厚生年金保険の被保険者(法第2条第3項に規定する厚生年金保険の被保険者をいう。以下同じ。)のうち、次の各号に掲げる者を除くパートナー登用規程(令和2年3月1日現在において効力を有する有限責任あずさ監査法人のパートナー登用規程をいう。)第6条に定めるアソシエイト・パートナー(以下「アソシエイト・パートナー」という。)、同規程第7条に定めるパートナー(以下「パートナー」という。)、同規程第7条に定めるプリンシパル(以下「プリンシパル」という。)並びに実施事業所の区分に応じ別表第1の就業規則(以下「就業規則」という。)各条項に定める者(以下「職員」という。)(以上を総称して、以下「職員等」という。)であって、実施事業所に使用されるに至った日(当該使用されるに至った日において職員等でない場合にあっては、職員等となった日。以下同じ。)以後、最初に到来する7月1日までの期間勤続した者とする。
 - 一 非常勤職員業務従事規程(令和2年3月1日現在において効力を有する有限責任あずさ監査法人の非常勤職員業務従事規程をいう。)第2条に規定する非常勤職員及びディレクター基本規程(令和2年3月1日において効力を有する有限責任あずさ監査法人のディレクター基本規程をいう。)第2条第1号に規定するディレクター及びマネージング・ディレクター
 - 二 次に掲げる休職及び休業(以下「休職」という。)中の者
 - イ 実施事業所の区分に応じ別表第2の休職、休業、休暇及び災害補償等の取扱規程又は就 業規則各条項に規定する休職
 - ロ 実施事業所の区分に応じ別表第3の休職、休業、休暇及び災害補償等の取扱規程又は休 業及び災害補償等の取扱規程各条項に規定する休職
 - ハ 実施事業所の区分に応じ別表第4の育児休業規程各条項に規定する育児休業
 - ニ 実施事業所の区分に応じ別表第5の介護休業規程各条項に規定する介護休業
 - ホ フレキシブル・ワーク・プログラム(令和2年3月1日現在において効力を有する有限 責任あずさ監査法人のフレキシブル・ワーク・プログラムをいう。)第2条第2項に規定 する休業
 - へ パートナー休職規程(令和2年3月1日現在において効力を有する有限責任あずさ監査 法人のパートナー休職規程をいう。)第4条第1項に規定する休職
 - 三 60歳の誕生日の属する月の末日(以下「定年退職日」という。)まで加入者であったとしても、第6条に規定する加入者期間が2年に満たない者
 - 四 パートナー規程(令和2年3月1日現在において効力を有するKPMGコンサルティング 株式会社のパートナー規程をいう。)第4条に定めるパートナー(以下「パートナー(KPM Gコンサルティング株式会社)」という。)
 - 五 パートナー規程 (令和元年 7月 1日現在において効力を有する株式会社 KPMG I g n i t i o n T o k y o Oパートナー規程をいう。) 第 4 条に定めるパートナー

(資格取得の時期)

- 第4条 加入者は、次に掲げるいずれかの日に、加入者の資格を取得する。
 - 一 実施事業所に使用されるに至った日以後、最初に到来する7月1日

- 二 休職を終了して復職した日
- 三 ディレクター又はマネージング・ディレクターである者が、前条第1項の職員等となった B

(資格喪失の時期)

- 第5条 加入者は、次に掲げるいずれかの日に、加入者の資格を喪失する。
 - 一 死亡した日
 - 二 職員等でなくなった日
 - 三 その使用される事業所が実施事業所でなくなった日
 - 四 定年退職日
 - 五 休職を開始する日の前日

(加入者期間)

- 第6条 加入者期間は、加入者の資格を取得した日から加入者の資格を喪失した日までの期間とする。
- 2 実施事業所に使用されるに至った日から最初に加入者の資格を取得した日の前日までの期間 (ただし、当該期間に加入者が休職した期間がある場合には、休職を開始した日から休職を終 了して復職した日の前日までの期間を控除した期間とし、次項において「加入前期間」という。) は、前項の加入者期間に算入する。
- 3 前条第5号に該当し加入者の資格を喪失した後、又はディレクター若しくはマネージング・ディレクターになったことにより前条第2号に該当し加入者の資格を喪失した後、第4条第2号又は第3号の規定により再び本制度の加入者の資格を取得した者(以下「再加入者」という。)については、次に掲げる者を除き、本制度における前後の加入者期間、及びディレクター若しくはマネージング・ディレクターになった日から、第3条第1項の職員等になった日の前日までの期間(ただし、再加入者となった日以降の加入者期間の算定においては加入前期間は算入しないものとする。)を合算する。
 - 一 再加入者となる前に本制度の脱退一時金の受給権者(給付を受ける権利(以下「受給権」という。)を有する者をいう。以下同じ。)となった者であって当該脱退一時金の全部を支給された者
 - 二 再加入者となる前に本制度の老齢給付金の受給権者となった者であって当該老齢給付金の 全部を支給された者
 - 三 加入者の資格を喪失した後に第53条第2項、第54条第2項、第55条第2項又は第56条第2項の規定により脱退一時金相当額が移換された者
- 4 第1項から第3項の規定にかかわらず、給付の額の算定の基礎となる加入者期間については、 ディレクター若しくはマネージング・ディレクターになった日から、第3条第1項の職員等に なった日の前日までの期間を控除した期間とする。
- 5 前4項の規定により加入者期間を計算する場合において、1年未満の端数が生じたときはこれを切り捨てるものとする。

第3章 基準給与及び標準給与

(基準給与)

- 第7条 給付の額の算定の基礎となる給与(以下「基準給与」という。)は、実施事業所に使用されるに至った日の属する月から加入者の資格を喪失した日の属する月までの期間について、実施事業所の区分に応じ別表第6の退職金規程(職種の区分に応じて別表第6右欄に掲げる規程をいう。以下同じ。)において別表第6右欄に掲げる各条項に定める勤続ポイント(以下「勤続ポイント」という。)を毎年累積したポイントにポイント単価を乗じて得た額とする。
- 2 前項のポイント単価は、1,000円とする。

(標準給与)

- 第8条 掛金の額の算定の基礎となる給与(以下「標準給与」という。)は、毎年7月1日現在に おける勤続ポイントにポイント単価を乗じて得た額とし、翌年の6月末日まで適用する。
- 2 前項のポイント単価は、1,000円とする。

第4章 給付第1節 通則

(給付の種類)

- 第9条 事業主は、次に掲げる給付を行う。
 - 一 老齢給付金
 - 二 脱退一時金
 - 三 遺族給付金

(裁定)

- 第10条 受給権は、受給権者の請求に基づいて、事業主が裁定する。
- 2 事業主は、前項の規定により裁定をしたときは、遅滞なく、その内容を第43条第1項の規 定により締結した契約の相手方(以下「資産管理運用機関」という。)に通知しなければならな い。
- 3 資産管理運用機関は、第1項の規定による裁定の内容に基づき、その請求をした者に給付の 支給を行う。
- 4 第1項の規定による給付の裁定の請求は、受給権者の氏名、性別、生年月日及び住所を記載した請求書に、生年月日に関する市町村長(特別区の区長を含むものとし、指定都市にあっては、区長又は総合区長とする。以下同じ。)の証明書又は戸籍の抄本その他の生年月日を証する書類(以下この条において「基本添付書類」という。)を添付して、事業主に提出することによって行う。
- 5 遺族給付金の請求に当たっては、前項の請求書に第28条第1項及び第2項各号に掲げる者 (以下「給付対象者」という。)の氏名、性別及び生年月日を記載し、かつ、基本添付書類及び 次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める書類を添付する。
 - 一 第29条第1項第1号及び第2号に掲げる者

死亡した給付対象者と請求者との身分関係を明らかにすることができる市町村長の証明書 又は戸籍の抄本(請求者が婚姻の届出をしていないが、死亡した給付対象者の死亡の当時事 実上婚姻関係と同様の事情にあった者であるときは、その事実を証する書類)その他当該事 実を証する書類

二 第29条第1項第3号に掲げる者

前号に掲げる書類及び請求者が死亡した給付対象者の死亡の当時主としてその収入によって生計を維持していたことを証する書類

(端数処理)

第11条 給付のうち年金として支給されるもの(以下「年金給付」という。)の月額に10円未満の端数があるときは、これを切り上げ、給付のうち一時金として支給されるもの(以下「一時金給付」という。)の額に100円未満の端数があるときは、これを切り上げる。

(支給期間)

第12条 本制度の年金給付は、受給権者が次に掲げる年金給付のいずれを選択するかを申し出

ることとし、その支給要件を満たした日の属する月の翌月から始め、権利が消滅した日の属する月で終わるものとする。

- 一 10年確定年金
- 二 15年確定年金
- 2 前項の年金給付の選択は、当該年金給付の裁定を請求するときに行うものとし、年金支給開始後の変更は認めないものとする。
- 3 第1項の規定にかかわらず、加入者が、加入者の資格を喪失することなく老齢給付金の支給 要件を満たした場合には、当該老齢給付金の支給は、加入者の資格を喪失した日の属する月の 翌月から始め、権利が消滅した日の属する月で終わるものとする。

(支払日及び支払方法)

- 第13条 年金給付の支払日は年4回2月、5月、8月及び11月の各1日(金融機関の休業日である場合には翌営業日)とし、それぞれの支払日にその前月分までをまとめて支払う。
- 2 一時金給付は、裁定の請求の手続が終了した後1ヵ月以内に支払う。
- 3 前2項の給付の支払は、資産管理運用機関が、加入者、加入者であった者又はその遺族があらかじめ指定した金融機関の口座に給付の額を振り込むことによって行う。

(給付の制限)

- 第14条 故意の犯罪行為により給付対象者を死亡させた者には、遺族給付金は、支給しない。 給付対象者の死亡前に、その者の死亡によって遺族給付金を受けるべき者を故意の犯罪行為に より死亡させた者についても、同様とする。
- 2 加入者又は加入者であった者が、自己の故意の犯罪行為若しくは重大な過失により、又は正当な理由がなくて療養に関する指示に従わないことにより、障害若しくは死亡若しくはこれらの原因となった事故を生じさせ、若しくはその障害の程度を増進させ、又はその回復を妨げたときは、給付の全部又は一部を行わない。
- 3 受給権者が、正当な理由がなくて法第98条の規定による書類その他の物件の提出の求めに 応じないときは、給付の全部又は一部を行わない。
- 4 加入者又は加入者であった者が、次の各号に定めるその責めに帰すべき重大な理由により実 施事業所に使用されなくなったときは、給付の全部又は一部を行わない。
 - 一 窃取、横領、傷害その他刑罰法規に触れる行為により、事業主に重大な損害を加え、その 名誉若しくは信用を著しく失墜させ、又は実施事業所の規律を著しく乱したこと。
 - 二 秘密の漏えいその他の行為により職務上の義務に著しく違反したこと。
 - 三 正当な理由がない欠勤その他の行為により実施事業所の規律を乱したこと又は事業主との 雇用契約に関し著しく信義に反する行為があったこと。
- 5 加入者であった者が実施事業所に使用されなくなった後に前項各号のいずれかに該当していたことが明らかとなったときは、給付の全部又は一部を行わない。

(未支給の給付)

第15条 受給権者が死亡した場合において、その死亡した者に支給すべき給付でまだその者に 支給しなかったもの(以下この条において「未支給給付」という。)があるときは、その者に係 る第29条第1項各号に掲げる者は、自己の名で、その未支給給付の支給を請求することができる。

- 2 未支給給付を受けるべき者の順位は、第29条第1項各号の順位とし、同項第2号に掲げる 者のうちにあっては同号に掲げる順位による。
- 3 第1項の場合において、死亡した受給権者が死亡前にその給付を請求していなかったときは、 その者に係る第29条第1項各号に掲げる者は、自己の名で、その給付を請求することができ る。
- 4 第1項の規定による未支給給付の支給の請求は、請求者の氏名、性別、生年月日及び住所並びに死亡した受給権者の氏名、性別及び生年月日を記載した請求書に、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に掲げる書類を添付して、事業主に提出することによって行う。この場合において、請求者が前項の規定に該当する者であるときは、併せて、第10条第4項の例により、給付の裁定の請求書を事業主に提出しなければならない。
 - 一 第29条第1項第1号及び第2号に掲げる者

死亡した受給権者と請求者との身分関係を明らかにすることができる市町村長の証明書又は戸籍の抄本(請求者が婚姻の届出をしていないが、死亡した受給権者の死亡の当時事実上 婚姻関係と同様の事情にあった者であるときは、その事実を証する書類)その他当該事実を 証する書類

- 二 第29条第1項第3号に掲げる者 前号に掲げる書類及び請求者が死亡した受給権者の死亡の当時主としてその収入によって 生計を維持していたことを証する書類
- 5 未支給給付を受けるべき同順位の者が2人以上あるときは、その1人のした未支給給付の支 給の請求は、全員のためにその全額につきしたものとみなし、その1人に対してした未支給給 付の支給は、全員に対してしたものとみなす

(時効)

第16条 受給権の消滅時効については、民法(明治29年法律第89号)の規定を適用する。

(受給権の譲渡等の禁止等)

第17条 受給権は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることができない。ただし、老齢給付金、脱退一時金及び遺族給付金を受ける権利を国税滞納処分(その例による処分を含む。)により差し押さえる場合は、この限りでない。

(給付に関する通知等)

第18条 事業主は、第10条第1項の規定による受給権の裁定その他給付に関する処分をした ときは、速やかに、その内容を請求者又は受給権者に通知しなければならない。

第2節 老齢給付金

(支給要件及び支給の方法)

第19条 加入者期間が20年以上である加入者又は加入者であった者が、60歳に達したときは、その者に老齢給付金を年金として支給する。

(年金月額)

第20条 老齢給付金の年金月額は、加入者の資格を喪失した日における基準給与の額に第12 条第1項において選択した年金給付に応じて別表第7に定める率及び加入者の資格を喪失した 日の翌日から老齢給付金の支給要件を満たした日までの期間に応じて別表第8に定める率を乗 じて得た額とする。

(支給の繰下げ)

- 第21条 老齢給付金の受給権者であって、老齢給付金の支給を請求していない者のうち、第5条第4号に該当して加入者の資格を喪失したアソシエイト・パートナー、パートナー及びプリンシパルは、実施事業所に使用されなくなった日又は67歳に達する日までの間、事業主に、老齢給付金の支給を繰り下げることを申し出ることができる。
- 2 前項の申出をした老齢給付金の受給権者に対する老齢給付金の支給は、第12条第1項及び 第3項の規定にかかわらず、支給の繰下げが終了する日の属する月の翌月から始める。
- 3 第1項の申出をした老齢給付金の受給権者に支給する老齢給付金の月額は、前条に定める額とする。

(一時金として支給する老齢給付金)

- 第22条 老齢給付金の受給権者は、受給権の裁定を請求するとき、又は年金として支給する老齢給付金の支給を開始してから5年を経過した日以後第12条第1項において選択した年金給付に応じた保証期間が終了する日までの間、老齢給付金を一時金として支給することを請求することができる。ただし、次に掲げる事由に該当した場合にあっては、年金として支給する老齢給付金の支給を開始してから5年を経過する日までの間においても、当該請求をすることができる。
 - 一 受給権者又はその属する世帯の生計を主として維持する者が、震災、風水害、火災その他 これらに類する災害により、住宅、家財又はその他の財産について著しい損害を受けたこと。
 - 二 受給権者がその債務を弁済することが困難であること。
 - 三 受給権者が心身に重大な障害を受け、又は長期間入院したこと。
 - 四 その他前3号に準ずる事情
- 2 老齢給付金の受給権者が、前項ただし書の規定に基づき、年金として支給する老齢給付金の 支給を開始してから5年を経過する前に老齢給付金を一時金として支給することを請求する場 合にあっては、前項各号の特別な事情があることを明らかにすることができる書類を事業主に 提出しなければならない。
- 3 第1項の請求をした老齢給付金の受給権者に一時金として支給する老齢給付金の額は、次の 各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- 一 老齢給付金の受給権の裁定を請求するときに選択した場合 第12条第1項において10年確定年金を選択するものとして算定される第20条又は前 条第3項に規定する老齢給付金の年金月額に106.442(2.5%を予定利率とした1 0年確定年金現価率。以下同じ。)を乗じて得た額
- 二 老齢給付金の支給を開始した後に選択した場合 老齢給付金の受給権者が支給を受けていた老齢給付金の年金月額に年金として支給する老 齢給付金の残余保証期間(老齢給付金の保証期間から既に老齢給付金の支給を受けた期間を 控除した期間をいう。以下同じ。)に応じて別表第9に定める率を乗じて得た額

(失権)

- 第23条 老齢給付金の受給権は、次の各号のいずれかに該当することとなったときは、消滅する。
 - 一 老齢給付金の受給権者が死亡したとき。
 - 二 第12条第1項において選択した年金給付に応じた老齢給付金の支給期間が終了したとき。
 - 三 老齢給付金の全部を一時金として支給されたとき。

第3節 脱退一時金

(支給要件及び支給の方法)

- 第24条 加入者が、次の各号のいずれかに該当することとなったときは、その者に脱退一時金 を一時金として支給する。
 - 一 加入者期間が2年以上20年未満である者が、加入者の資格を喪失したとき(死亡による 資格喪失を除く。次号において同じ。)。
 - 二 60歳未満、かつ、加入者期間が20年以上で、加入者の資格を喪失したとき。

(一時金額)

第25条 脱退一時金の額は、加入者の資格を喪失した日における基準給与の額とする。

(支給の繰下げ)

- 第26条 第5条第5号に該当して第24条第1号に係る脱退一時金の受給権者となった者は、 休職を終了して復職する日又は実施事業所に使用されなくなった日までの間、事業主に、脱退 一時金の支給を繰下げることを申し出ることができる。
- 2 第5条第4号に該当して第24条第1号に係る脱退一時金の受給権者となった者のうち、ア ソシエイト・パートナー、パートナー及びプリンシパルは、実施事業所に使用されなくなった 日又は67歳に達する日までの間、事業主に、脱退一時金の支給を繰下げることを申し出るこ とができる。
- 3 ディレクター又はマネージング・ディレクターになったことにより第5条第2号に該当して 第24条第1号に係る脱退一時金の受給権者となった者は、第3条第1項の職員等となった日 又は実施事業所に使用されなくなった日までの間、事業主に、脱退一時金の支給を繰下げるこ とを申し出ることができる。
- 4 第24条第2号に係る脱退一時金の受給権者(第5条第3号に該当して加入者の資格を喪失した者を除く。)は、事業主に、60歳に達するまで脱退一時金の支給を繰下げることを申し出ることができる。
- 5 第1項、第2項及び第3項の申出をした第24条第1号に係る脱退一時金の受給権者に支給 する支給を繰下げた部分に係る脱退一時金の額は、前条に規定する額とする。
- 6 第4項の申出をした第24条第2号に係る脱退一時金の受給権者に支給する支給を繰下げた 部分に係る脱退一時金の額は、前条に規定する額に加入者の資格を喪失した日の翌日から支給 の繰下げを終了した日までの期間に応じて別表第3に定める率を乗じて得た額とする。

(失権)

- 第27条 脱退一時金の受給権は、次の各号のいずれかに該当することとなったときは、消滅する。
 - 一 脱退一時金の受給権者が死亡したとき。
 - 二 脱退一時金の受給権者 (第24条第2号に該当したことにより脱退一時金の受給権者と なった者に限る。) が老齢給付金の受給権者となったとき。
 - 三 再加入者となる前に本制度の脱退一時金の受給権者となった者について、当該再加入者の

本制度における前後の加入者期間を合算したとき。

第4節 遺族給付金

(支給要件及び支給の方法)

- 第28条 次に掲げる者が死亡したときは、その者の遺族に遺族給付金を年金として支給する。 加入者期間が20年以上である加入者(老齢給付金の支給要件を満たしている者を除く。)
- 2 次に掲げる者が死亡したときは、その者の遺族(第6号に該当する場合にあっては当該受給 権者の次の順位の遺族とする。)に遺族給付金を一時金として支給する。
 - 一 加入者期間が2年以上である加入者(前項に掲げる者及び老齢給付金の支給要件を満たしている者を除く。)
 - 二 加入者期間が2年以上である加入者であった者であって、第26条第1項、第2項及び第 3項の規定に基づき脱退一時金の支給の繰下げの申出をしている者
 - 三 加入者期間が20年以上である加入者であった者であって、第26条第4項の規定に基づき脱退一時金の支給の繰下げの申出をしている者
 - 四 第21条第1項の規定に基づき老齢給付金の支給の繰下げの申出をしている者
 - 五 老齢給付金の支給を受けている者
 - 六 遺族給付金の受給権者

(遺族の範囲及び順位)

- 第29条 遺族給付金を受けることができる遺族は、次に掲げる者とする。この場合において、 遺族給付金を受けることができる遺族の順位は、次の各号の順位とし、第2号に掲げる者のう ちにあっては同号に掲げる順位による。
 - 一 配偶者(婚姻の届出をしていないが、給付対象者の死亡の当時事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。)
 - 二子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹
 - 三 前2号に掲げる者のほか、給付対象者の死亡の当時主としてその収入によって生計を維持 していたその他の親族
- 2 遺族給付金の支給を受けるべき同順位の遺族が2人以上あるときは、その1人のした遺族給付金の支給の請求は、全員のためにその全額につきしたものとみなし、その1人に対してした 遺族給付金の支給は、全員に対してしたものとみなす。

(年金月額及び一時金額)

- 第30条 年金として支給する遺族給付金の月額は、加入者の資格を喪失した日における基準給 与の額に第12条第1項において選択した年金給付に応じて別表第7に定める率を乗じて得た 額とする。
- 2 一時金として支給する遺族給付金の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に 定める額とする。
 - 一 第28条第2項第1号に掲げる者が死亡した場合第25条の規定により算定した額
 - 二 第28条第2項第2号に掲げる者が死亡した場合 第26条第5項の規定により算定した額

- 三 第28条第2項第3号に掲げる者が死亡した場合 第26条第6項の規定により算定した額
- 四 第28条第2項第4号に掲げる者が死亡した場合 第12条第1項において10年確定年金を選択するものとして第21条第3項の規定によ り算定した額に106.442を乗じて得た額
- 五 第28条第2項第5号に掲げる者が死亡した場合 同号に掲げる者が支給を受けていた年金の月額に老齢給付金の残余保証期間に応じて別表 第9に定める率を乗じて得た額
- 六 第28条第2項第6号に掲げる者が死亡した場合

同号に掲げる者が支給を受けていた遺族給付金の年金の月額に当該遺族給付金の保証期間 から当該遺族給付金の受給権者が遺族給付金の支給を受けた期間を控除した期間(次条第2 項第2号において「遺族給付金の残余保証期間」という。)に応じて別表第9に定める率を乗 じて得た額

(年金に代えて支給する一時金)

- 第31条 年金として支給する遺族給付金の受給権者は、当該遺族給付金の支給期間が終了するまでの間、いつでも当該遺族給付金を一時金として支給することを請求することができる。
- 2 前項の請求をした年金として支給する遺族給付金の受給権者に一時金として支給する遺族給付金の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。
 - 一 遺族給付金の受給権の裁定を請求するときに選択した場合 第12条第1項において10年確定年金を選択するものとして前条第1項の規定により算 定される遺族給付金の年金月額に106.442を乗じて得た額
 - 二 遺族給付金の支給を開始した後に選択した場合 遺族給付金の受給権者が支給を受けていた遺族給付金の年金月額に遺族給付金の残余保証 期間に応じて別表第9に定める率を乗じて得た額

(失権)

- 第32条 遺族給付金の受給権は、次の各号のいずれかに該当することとなったときは、消滅する。
 - 一 遺族給付金の受給権者が死亡したとき。
 - 二 遺族給付金の支給期間が終了したとき。
 - 三 遺族給付金の全部を一時金として支給されたとき。
- 2 前項の規定にかかわらず、遺族給付金の受給権者が死亡したときは、当該受給権者の次の順 位の遺族に当該遺族給付金を支給する。

第5章 掛金

(掛金)

第33条 事業主は、給付に関する事業に要する費用に充てるため、毎月、掛金を拠出する。

(標準掛金)

第34条 掛金のうち、標準掛金の額は、毎月1日現在における各加入者の標準給与に6.7% を乗じて得た額(1円未満の端数があるときは、これを四捨五入する。)を合計した額とする。

(特別掛金)

第35条 掛金のうち、特別掛金の額は、毎月1日現在における各加入者の標準給与に0.0% を乗じて得た額(1円未満の端数があるときは、これを四捨五入する。)を合計した額とする。

(掛金の負担割合)

第36条 事業主は、掛金の全額を負担する。

(掛金の納付)

第37条 事業主は、毎月の掛金を翌月末日(資産管理運用機関の休業日である場合には翌営業 日)までに資産管理運用機関に納付する。

(財政再計算)

- 第38条 事業主は、将来にわたって財政の均衡が保つことができるように、少なくとも5年ごとに、掛金の額を再計算した結果に基づく掛金を適用しなければならない。
- 2 前項の規定にかかわらず、事業主は、加入者の数が著しく変動した場合その他確定給付企業 年金法施行規則(平成14年厚生労働省令第22号。以下「規則」という。)第50条各号に 定める場合には、速やかに、掛金の額を再計算する。

(積立金の額の評価)

第39条 本制度の掛金の額を計算する場合の積立金の額は、時価により評価する。

第6章 積立金の積立て

(継続基準の財政検証)

- 第40条 事業主は、毎事業年度の決算において、前条の規定により評価した積立金の額が、責任準備金の額(法第60条第2項に規定する責任準備金の額をいう。以下同じ。)から許容繰越不足金の額を控除した額を下回る場合には、当該事業年度の末日を計算基準日として掛金の額を再計算する。
- 2 前項の許容繰越不足金の額は、当該事業年度以後23年間における標準掛金の額の予想額の 現価に100分の15を乗じて得た額とする。
- 3 第1項の規定による再計算の結果に基づく掛金の額は、遅くとも当該事業年度の翌々事業年度の初日までに適用する。

(非継続基準の財政検証)

- 第41条 事業主は、毎事業年度の決算において、時価で評価した積立金の額が、最低積立基準額を下回る場合には、規則第58条の規定により必要な額を翌々事業年度から特例掛金として拠出する。
- 2 前項の最低積立基準額は、加入者等の当該事業年度の末日(以下この条において「基準日」 という。)までの加入者期間に係る給付(以下「最低保全給付」という。)の額の合計額の現価 とする。
- 3 前項の最低保全給付は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。
 - 基準日において、年金給付の支給を受けている者 当該年金給付
 - 二 基準日において、老齢給付金の受給権者であって第21条第1項の規定に基づきその老齢 給付金の支給の繰下げの申出をしている者

その者が基準日において、当該支給の繰下げの申出をした老齢給付金の支給を請求すると した場合における年金として支給される支給期間10年の老齢給付金

三 基準日において、加入者期間が20年以上である者(加入者及び第24条第2号に係る脱退一時金の全部の支給を受けた者を除く。)

その者が60歳に達したときに支給される支給期間10年の老齢給付金

- 四 基準日において、第24条第1号に係る脱退一時金の受給権者であって、第26条第1項、 第2項及び第3項の規定に基づきその脱退一時金の支給の繰下げの申出をしている者 その者が基準日において、脱退一時金の支給を請求するとした場合に支給される脱退一時金
- 五 基準日において、加入者であって、加入者期間が20年以上である者 その者が標準的な退職年齢に達した日(基準日において当該年齢以上である者にあっては、 基準日。以下この項において「標準資格喪失日」という。)において加入者の資格を喪失する とした場合に支給されることとなる支給期間10年の老齢給付金
- 六 基準日における加入者(前号に規定する者及び加入者期間が2年未満である者を除く。) その者が標準資格喪失日において加入者の資格を喪失するとした場合に支給されることと なる脱退一時金

4 前項第5号の標準的な退職年齢は、60歳とする。

(臨時拠出による特例掛金)

第42条 当該事業年度において積立金の額が零となることが見込まれる場合にあっては、事業 主は、当該事業年度中における給付に関する事業に要する費用に充てるため必要な掛金の額を 特例掛金として拠出する。

第7章 積立金の運用

(事業主の積立金の管理及び運用に関する契約)

- 第43条 事業主は、法第65条第1項の規定に基づき、次に掲げる契約を締結する。
 - 一 信託会社又は信託業務を営む金融機関を相手方とする信託の契約
 - 二 生命保険会社を相手方とする生命保険の契約(以下「生命保険契約」という。)
- 2 前項第1号に規定する信託の契約は、受益者に支払うべき支払金が、加入者若しくは加入者 であった者又はこれらの者の遺族が、この規約に定める給付を受けるための要件を満たしたと きに支払われることを内容とするものでなければならない。
- 3 第1項第1号に規定する信託の契約のうち、次項に規定する年金特定信託契約以外の契約(以下「年金信託契約」という。)は、確定給付企業年金法施行令(平成13年政令第424号。以下「令」という。)第38条第1項第1号に該当するものでなければならない。
- 4 事業主は、法第65条第2項の規定に基づき、第1項第1号に規定する信託の契約に係る信託財産の運用に関して、金融商品取引業者と投資一任契約を締結できる。この場合における信託の契約(以下「年金特定信託契約」という。)は、令第38条第1項第2号に該当するものでなければならない。
- 5 第1項第2号に規定する生命保険契約は、令第38条第2項各号に該当するものであるほか、 保険金受取人に支払うべき保険金が、加入者若しくは加入者であった者又はこれらの者の遺族 が、この規約に定める給付を受けるための要件を満たしたときに支払われることを内容とする ものでなければならない。
- 6 第4項に規定する投資一任契約は、令第39条の規定に適合するものでなければならない。
- 7 資産管理運用機関が欠けることとなるときは、事業主は、別に第1項各号に掲げる契約の相 手方となるべき者を定めて、同項各号に掲げるいずれかの契約を締結しなければならない。

(資産管理運用機関及び金融商品取引業者)

第44条 資産管理運用機関及び金融商品取引業者の名称及び住所は、次の表に掲げるとおりと する。

契約の種別	名 称	住 所
生命保険契約	日本生命保険相互会社	大阪府大阪市中央区今橋三丁目5番12号

(運用管理規程)

- 第45条 第43条第1項各号に掲げる契約及び同条第4項に規定する投資一任契約に係る次の 事項は、運用管理規程に定めるものとする。
 - 一 契約に係る掛金の払込の割合
 - 二 契約に係る給付費等の負担の割合
 - 三 掛金の払込及び給付費等の負担の取りまとめを行う資産管理運用機関
 - 四 資産の額の変更の手続
- 2 運用管理規程の策定及び変更は、加入者の過半数で組織する労働組合があるときは当該労働 組合、加入者の過半数で組織する労働組合がないときは加入者の過半数を代表する者(以下こ

- の条において「労働組合等」という。) の同意を得て、事業主が行う。
- 3 前項の規定にかかわらず、積立金の安全かつ効率的な運用のために必要と認められる場合には、事業主は、前項に規定する労働組合等の同意を得ずに、運用管理規程を変更することができる。
- 4 事業主は、前項の規定による運用管理規程の変更をしたときは、速やかに、労働組合等に報告し、その同意を得なければならない。
- 5 前2項に規定する手続による運用管理規程の変更は、運用管理規程において、あらかじめ、 当該手続により運用管理規程の変更をすることができることが定められている場合に限りする ことができる。

(積立金の運用)

第46条 事業主は、積立金の運用を安全かつ効率的に行わなければならない。

(運用の基本方針及び運用指針)

- 第47条 事業主は、積立金の運用に関して、運用の目的その他規則第83条第1項各号に掲げる事項を記載した基本方針(以下「基本方針」という。)を作成し、当該基本方針に沿って運用しなければならない。
- 2 基本方針は、法令に反するものであってはならない。
- 3 事業主は、前2項の規定により基本方針を作成した場合にあっては、当該基本方針と整合的な運用指針を作成し、これを資産管理運用機関及び第43条第4項の規定により投資一任契約を締結した金融商品取引業者に交付しなければならない。ただし、生命保険契約であって、当該契約の全部において保険業法(平成7年法律第105号)第116条第1項に規定する責任準備金の計算の基礎となる予定利率が定められたものの相手方については、この限りでない。

(分散投資義務)

第48条 事業主は、積立金を、特定の運用方法に集中しない方法により運用するよう努めなければならない。

(政策的資產構成割合)

- 第49条 事業主は、長期にわたり維持すべき資産の構成割合を適切な方法により定めなければ ならない。
- 2 事業主は、事業主に使用され、その事務に従事する者として、前項の資産の構成割合の決定 に関し、専門的知識及び経験を有する者を置くよう努めなければならない。

(資産の状況の確認)

第50条 事業主は、毎事業年度の末日において、第43条第1項及び第4項の規定による運用 に係る資産を時価により評価し、その構成割合を確認しなければならない。

(資産管理運用契約に基づく権利の譲渡等の禁止)

第51条 事業主は、資産管理運用契約(第43条第1項の規定により締結される同項各号に掲

げる契約又は同条第4項の規定により締結される投資一任契約をいう。)に基づく権利を譲り渡し、又は担保に供してはならない。

第8章 年金通算

(中途脱退者の選択)

- 第52条 本制度の事業主は、本制度の中途脱退者(本制度の加入者の資格を喪失した者であって、第24条に該当する者をいう。以下同じ。)に対して、次のいずれかを選択させ、その選択に従い、当該本制度の中途脱退者に係る脱退一時金の支給若しくは支給の繰下げ又は脱退一時金相当額の移換をする。
 - 一 速やかに、脱退一時金を受給すること。
 - 二 第56条第1項の規定に基づき、速やかに、脱退一時金相当額を企業年金連合会(法第91条の2第1項に規定する企業年金連合会をいい、以下「連合会」という。)へ移換することを申し出ること。
 - 三 本制度の加入者の資格を喪失した日から起算して1年を経過したときに脱退一時金を受給 すること。
 - 四 第56条第1項の規定に基づき、本制度の加入者の資格を喪失した日から起算して1年を 経過したときに脱退一時金相当額を連合会に移換することを申し出ること。
 - 五 第26条の規定に基づき、脱退一時金の支給の繰下げを申し出ること。
- 2 前項第3号、第4号又は第5号を選択した本制度の中途脱退者が、本制度の加入者の資格を 喪失した日から起算して1年を経過する日までの間に、脱退一時金を受給すること又は次条第 1項、第54条第1項、第55条第1項若しくは第56条第1項の規定により脱退一時金相当 額を移換することを申し出た場合には、前項の規定による選択にかかわらず、本制度の事業主 は、当該申出に従い、脱退一時金の支給又は脱退一時金相当額の移換をする。

(他の確定給付企業年金への脱退一時金相当額の移換)

- 第53条 本制度の中途脱退者は、他の確定給付企業年金(以下この条において「移換先確定給付企業年金」という。)の加入者の資格を取得した場合であって、移換先確定給付企業年金の規約において、あらかじめ、本制度の資産管理運用機関から脱退一時金相当額の移換を受けることができる旨が定められているときは、本制度の事業主に移換先確定給付企業年金の資産管理運用機関等(資産管理運用機関及び企業年金基金をいう。以下同じ。)への脱退一時金相当額の移換を申し出ることができる。
- 2 本制度の資産管理運用機関は、前項の申出があったときは、当該申出があった日以後4ヵ月 以内に、移換先確定給付企業年金の資産管理運用機関等に当該申出に係る脱退一時金相当額を 移換する。
- 3 第1項の申出は、本制度の中途脱退者が本制度の加入者の資格を喪失した日から起算して1 年を経過する日までの間に限って行うことができる。ただし、天災その他その日までの間に申 し出なかったことについてやむを得ない理由があるときは、この限りでない。
- 4 前項ただし書の場合における申出は、その理由がやんだ日の属する月の翌月の末日までに 限って行うことができる。
- 5 本制度の事業主は、第2項の規定により本制度の資産管理運用機関が脱退一時金相当額を移 換したときは、当該本制度の中途脱退者に係る脱退一時金の支給に関する義務を免れる。

(厚生年金基金への脱退一時金相当額の移換)

- 第54条 本制度の中途脱退者は、厚生年金基金の加入員の資格を取得した場合であって、当該 厚生年金基金の規約において、あらかじめ、本制度の資産管理運用機関から脱退一時金相当額 の移換を受けることができる旨が定められているときは、本制度の事業主に当該厚生年金基金 への脱退一時金相当額の移換を申し出ることができる。
- 2 本制度の資産管理運用機関は、前項の申出があったときは、当該申出があった日以後 4 ヵ月 以内に、厚生年金基金に当該申出に係る脱退一時金相当額を移換する。
- 3 第1項の申出は、本制度の中途脱退者が本制度の加入者の資格を喪失した日から起算して1年を経過する日又は当該厚生年金基金の加入員の資格を取得した日から起算して3ヵ月を経過する日のいずれか早い日までの間に限って行うことができる。ただし、天災その他その日までの間に申し出なかったことについてやむを得ない理由があるときは、この限りでない。
- 4 前項ただし書の場合における申出は、その理由がやんだ日の属する月の翌月の末日までに 限って行うことができる。
- 5 本制度の事業主は、第2項の規定により本制度の資産管理運用機関が脱退一時金相当額を移 換したときは、当該本制度の中途脱退者に係る脱退一時金の支給に関する義務を免れる。

(確定拠出年金への脱退一時金相当額の移換)

- 第55条 本制度の中途脱退者は、企業型年金加入者(確定拠出年金法(平成13年法律第88号)第2条第8項に規定する企業型年金加入者をいう。)又は個人型年金加入者(同法第2条第10項に規定する個人型年金加入者をいう。)の資格を取得したときは、本制度の事業主に当該企業型年金の資産管理機関又は同法第2条第5項に規定する連合会(以下この条において「国民年金基金連合会」という。)への脱退一時金相当額の移換を申し出ることができる。
- 2 本制度の資産管理運用機関は、前項の申出があったときは、当該申出があった日以後4ヵ月 以内に、当該企業型年金又は国民年金基金連合会に当該申出に係る脱退一時金相当額を移換す る。
- 3 第1項の申出は、本制度の中途脱退者が本制度の加入者の資格を喪失した日から起算して1 年を経過する日までの間に限って行うことができる。ただし、天災その他その日までの間に申 し出なかったことについてやむを得ない理由があるときは、この限りでない。
- 4 前項ただし書の場合における申出は、その理由がやんだ日の属する月の翌月の末日までに 限って行うことができる。
- 5 本制度の事業主は、第2項の規定により本制度の資産管理運用機関が脱退一時金相当額を移 換したときは、当該本制度の中途脱退者に係る脱退一時金の支給に関する義務を免れる。

(連合会への脱退一時金相当額の移換)

- 第56条 本制度の中途脱退者は、本制度の事業主に脱退一時金相当額の連合会への移換を申し 出ることができる。
- 2 本制度の資産管理運用機関は、前項の申出があったときは、当該申出があった日以後 4 ヵ月 以内に、連合会に当該申出に係る脱退一時金相当額を移換する。
- 3 第1項の申出は、本制度の中途脱退者が本制度の加入者の資格を喪失した日から起算して1 年を経過する日までの間に限って行うことができる。ただし、天災その他その日までの間に申

し出なかったことについてやむを得ない理由があるときは、この限りでない。

- 4 前項ただし書の場合における申出は、その理由がやんだ日の属する月の翌月の末日までに限って行うことができる。
- 5 本制度の事業主は、第2項の規定により本制度の資産管理運用機関が脱退一時金相当額を移 換したときは、当該本制度の中途脱退者に係る脱退一時金の支給に関する義務を免れる。

(中途脱退者への事業主の説明義務)

第57条 本制度の事業主は、本制度の中途脱退者に対して、第53条第1項、第54条第1項、 第55条第1項又は前条第1項の規定による脱退一時金相当額の移換の申出の期限その他脱退 一時金相当額の移換に関して必要な事項について、当該本制度の中途脱退者に説明しなければ ならない。

第9章 終了及び清算

(制度の終了)

- 第58条 本制度は、次の各号のいずれかに該当するに至ったときに終了する。
 - 一 法第84条第1項の規定による承認があったとき。
 - 二 法第86条の規定により規約の承認の効力が失われたとき。
 - 三 法第102条第3項又は第6項の規定により規約の承認が取り消されたとき。
- 2 事業主は、前項第1号の承認を受けたときは、遅滞なく、同号の承認を受けた旨を実施事業 所に使用される厚生年金保険の被保険者に周知させなければならない。

(終了時の掛金の一括拠出)

第59条 本制度が終了する場合において、当該終了する日における積立金の額が、当該終了する日を事業年度の末日とみなして算定した最低積立基準額を下回るときは、事業主は、当該下回る額を、掛金として一括して拠出する。

(支給義務の消滅)

第60条 事業主は、本制度が終了したときは、本制度の加入者であった者に係る給付の支給に関する義務を免れる。ただし、終了した日までに支給すべきであった給付でまだ支給していないものの支給又は第53条第2項、第54条第2項、第55条第2項若しくは第56条第2項の規定により終了した日までに移換すべきであった脱退一時金相当額でまだ移換していないものの移換に関する義務については、この限りでない。

(清算人)

- 第61条 本制度の清算人は、本制度が終了したときに、事業主(事業主が法第86条第2号に 該当したことにより本制度が終了した場合にあっては合併後存続する法人又は合併により設立 された法人)が選任した者とする。
- 2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる場合には、厚生労働大臣が清算人を選任する。
 - 一 前項の規定により清算人となる者がないとき。
 - 二 本制度が第58条第1項第3号の規定により終了したとき。
 - 三 清算人が欠けたため損害を生ずるおそれがあるとき。
- 3 清算人の職務の執行に要する費用は、事業主が負担する。

(残余財産の分配)

- 第62条 本制度の残余財産は、清算人が、その終了した日において事業主が給付の支給に関する義務を負っていた者(以下「終了制度加入者等」という。)に分配する。
- 2 前項の規定により残余財産を分配する場合において、各終了制度加入者等に分配する額は、 次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。
 - 一 残余財産の額が、本制度が終了した日(以下この条において「終了日」という。)を事業年度の末日とみなして算定した最低積立基準額(以下この条において「終了日の最低積立基準額」という。)を上回る場合

次に掲げる額を合算した額

- イ 各終了制度加入者等に係る終了日の最低積立基準額
- ロ 残余財産の額から終了日の最低積立基準額を控除した額に、次の(1)に掲げる額を
 - (2) に掲げる額で除して得た率を乗じて得た額
- (1) 各終了制度加入者等に係る終了日の最低積立基準額
- (2)終了日の最低積立基準額
- 二 残余財産の額が、終了日の最低積立基準額以下である場合 次のイ及びロに掲げる者の区分に応じて、当該イ及びロに定める額
 - イ 終了日における受給権者及び加入者期間が20年以上である加入者であった者(以下 この号において「受給権者等」という。)

各受給権者等に係る終了日の最低積立基準額。ただし、各受給権者等に係る終了日の 最低積立基準額の総額が残余財産の額を上回っている場合にあっては、当該残余財産の 額に次の(1)に掲げる額を(2)に掲げる額で除して得た率を乗じて得た額とする。

- (1) 各受給権者等に係る終了日の最低積立基準額
- (2) 各受給権者等に係る終了日の最低積立基準額の総額
- ロ 終了日における加入者(受給権者等を除く。以下口において同じ。) 残余財産を受給権者等に分配した後の残余に次の(1)に掲げる額を(2)に掲げる 額で除して得た率を乗じて得た額
- (1) 各加入者に係る終了日の最低積立基準額
- (2) 各加入者に係る終了日の最低積立基準額の総額
- 3 第1項の規定により残余財産を分配する場合においては、終了制度加入者等にその全額を支払うものとし、当該残余財産を事業主に引き渡してはならない。

(企業年金連合会への残余財産の移換)

- 第63条 終了制度加入者等(本制度が終了した日において事業主が老齢給付金の支給に関する 義務を負っていた者に限る。以下この条において同じ。)は、清算人に、残余財産(前条第1項 の規定により各終了制度加入者等に分配される残余財産をいう。以下この条において同じ。)の 連合会への移換を申し出ることができる。
- 2 前項の申出があったときは、本制度の資産管理運用機関は、連合会に当該申出に係る残余財産を移換する。
- 3 連合会が前項の規定により残余財産の移換を受けたときは、前条第1項の規定の適用については、当該残余財産は、当該終了制度加入者等に分配されたものとみなす。

第10章 雜則

(業務の委託)

- 第64条 事業主は、日本生命保険相互会社に次に掲げる業務を委託する。
 - 一 給付の支給に関する業務
 - 二 掛金の額の計算に関する業務
 - 三 年金数理に関する業務
 - 四 加入者等の記録の管理に関する業務
- 2 事業主は、前項に規定する業務のほか、連合会に、給付の支給を行うために必要となる加入 者等に関する情報の収集、整理又は分析に関する業務を委託することができる。

(事業年度)

第65条 本制度の事業年度は、9月1日に始まり、翌年8月末日に終わる。

(事業主の行為準則)

- 第66条 事業主は、法令、法令に基づいてする厚生労働大臣の処分及び規約を遵守し、加入者 等のため忠実にその業務を遂行しなければならない。
- 2 事業主は、次に掲げる行為をしてはならない。
 - 一 自己又は加入者等以外の第三者の利益を図る目的をもって、資産管理運用契約を締結する こと。
 - 二 積立金の運用に関し特定の方法を指図すること。
 - 三 特別な利益の提供を受けて契約を締結すること。

(業務概況の周知)

- 第67条 事業主は、本制度の業務の概況について、毎事業年度1回以上、当該時点における次に掲げる事項(第2号から第6号までに掲げる事項にあっては、当該時点における直近の概況。 以下この条において「周知事項」という。)を加入者に周知させなければならない。
 - 一 給付の種類ごとの標準的な給付の額及び給付の設計
 - 二 加入者の数及び給付の種類ごとの受給権者の数
 - 三 給付の種類ごとの給付の支給額その他給付の支給の概況
 - 四 事業主が資産管理運用機関等に納付した掛金の額、納付時期その他掛金の納付の概況
 - 五 積立金の額と責任準備金の額及び最低積立基準額との比較その他積立金の積立ての概況
 - 六 積立金の運用収益又は運用損失及び資産の構成割合その他積立金の運用の概況
 - 七 基本方針の概要
 - 八 その他本制度の事業に係る重要事項
- 2 周知事項を加入者に周知させる場合には、次のいずれかの方法によるものとする。
 - 一 常時各実施事業所の見やすい場所に掲示する方法
 - 二 書面を加入者に交付する方法
 - 三 磁気テープ、磁気ディスクその他これらに準ずる物に記録し、かつ、各実施事業所に加入 者が当該記録の内容を常時確認できる機器を設置する方法

- 四 その他周知が確実に行われる方法
- 3 事業主は、周知事項について、加入者以外の者であって事業主が給付の支給に関する義務を 負っている者にも、できる限り同様の措置を講ずるよう努める。

(届出)

- 第68条 受給権者が死亡したときは、戸籍法(昭和22年法律第224号)の規定による死亡の届出義務者は、30日以内に、その旨を事業主に届け出なければならない。
- 2 前項の規定による死亡の届出は、届書に、受給権者の死亡を証する書類を添付して、事業主に提出することによって行う。

(報告書の提出)

- 第69条 事業主は、毎事業年度終了後4ヵ月以内に、事業報告書及び決算に関する報告書を作成し、地方厚生(支)局長に提出しなければならない。
- 2 前項の事業報告書には、次に掲げる事項を記載する。
 - 一 加入者及び給付の種類ごとの受給権者に関する事項
 - 二 給付の支給状況及び掛金の拠出状況に関する事項
 - 三 積立金の運用に関する事項
- 3 第1項の決算に関する報告書は、次に掲げるものとする。
 - 一 貸借対照表
 - 二 損益計算書
 - 三 積立金の額と責任準備金の額及び最低積立基準額並びに積立上限額との比較並びに積立金 の積立てに必要となる掛金の額を示した書類
- 4 事業主は、第1項の書類を実施事業所に備え付けて置かなければならない。
- 5 加入者等は、事業主に対し、前項の書類の閲覧を請求することができる。この場合において、事業主は、正当な理由がある場合を除き、これを拒んではならない。

(年金数理関係書類の年金数理人による確認)

第70条 事業主が厚生労働大臣に提出する規則第116条第1項各号に掲げる年金数理に関する業務に係る書類は、当該書類が適正な年金数理に基づいて作成されていることを年金数理人が確認し、署名押印したものでなければならない。

(実施事業所の減少に係る掛金の一括拠出)

- 第71条 本制度の実施事業所が減少する場合(実施事業所の事業主が、分割又は事業の譲渡により他の実施事業所の事業主以外の事業主にその事業の全部又は一部を承継させる場合を含む。)において、当該減少に伴い他の実施事業所の事業主の掛金が増加することとなるときは、当該減少に係る実施事業所(以下この条において「減少実施事業所」という。)の事業主は、当該増加する額に相当する額として次に掲げる額を合算した額を、掛金として一括して拠出しなければならない。
 - 一 減少実施事業所が減少しないとしたならば減少実施事業所の事業主が拠出することとなる 特別掛金の額の予想額の現価

- 二 減少実施事業所が減少する日の直前の事業年度の末日(当該減少する日が直前の事業年度の末日から起算して4ヵ月を経過する日までの間にある場合にあっては、当該直前の事業年度の前事業年度の末日)における本制度の繰越不足金(規則第112条第2項の規定により当該事業年度に繰り越された不足金をいう。)の額に前号の特別掛金の予想額の現価を本制度の特別掛金の予想額の現価で除して得た率を乗じて得た額
- 2 前項の掛金は、当該減少に係る事業主が全額を負担する。

(分割時又は権利義務移転時の資産分割)

- 第72条 事業主が、次の各号に掲げる分割又は権利義務の移転(以下この条において「権利義 務移転等」という。)のいずれかを行う場合にあっては、本制度の資産管理運用機関は、本制 度の積立金の額のうち、当該権利義務移転等を行う実施事業所に係る者の積立金の額を移換す るものとする。
 - 一 法第75条第1項に規定する規約型企業年金の分割
 - 二 法第79条第1項に規定する他の確定給付企業年金への権利義務移転(同条同項の政令で 定める場合を除く。)
 - 三 公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律 (平成25年法律第63号。以下「平成25年改正法」という。)附則第5条第1項の規定に よりなお効力を有するものとされた平成25年改正法第2条の規定による改正前法第107 条第1項に規定する厚生年金基金への権利義務移転(同条同項の政令で定める場合を除く。)
- 2 前項の規定により移換する権利義務移転等を行う実施事業所に係る者の積立金の額は、権利 義務移転等を行う日の前日の積立金の額に、第1号に掲げる額を第2号に掲げる額で除して得 た率を乗じて得た額とする。
 - 一 権利義務移転等を行う日の属する事業年度の前事業年度の末日(以下この条において「基 準日」という。)における当該権利義務移転等を行う実施事業所に係る者の責任準備金の額
 - 二 基準日における本制度の責任準備金の額
- 3 前項の規定にかかわらず、権利義務移転等を行う日の前日の本制度の積立金の額が、基準日における本制度の責任準備金の額を下回る場合の第1項の規定により移換する権利義務移転等を行う実施事業所に係る者の積立金の額は、次の各号に掲げる者の区分に応じて、当該各号に定める額とする。
 - 一 基準日における受給権者及び加入者期間が20年以上である加入者であった者(以下この号において「受給権者等」という。)

基準日における権利義務移転等を行う実施事業所に係る受給権者等の責任準備金の額。 ただし、基準日における本制度の受給権者等の責任準備金の額が、権利義務移転等を行う 日の前日における積立金の額を上回っている場合にあっては、当該積立金の額に、次のイ に掲げる額を口に掲げる額で除して得た率を乗じて得た額とする。

- イ 基準日における権利義務移転等を行う実施事業所に係る受給権者等の責任準備金の 額
- ロ 基準日における本制度の受給権者の責任準備金の額
- 二 基準日における加入者(受給権者を除く。以下この号において同じ。) 権利義務移転等を行う日の前日における積立金の額から、前号口に定める額を控除して得

た額に、次のイに掲げる額を口に掲げる額で除して得た率を乗じて得た額

- イ 基準日における権利義務移転等を行う実施事業所に係る加入者の責任準備金の額
- ロ 基準日における本制度の加入者の責任準備金の額

(事務の取りまとめ)

- 第73条 本制度の実施事業所の事業主が行うべき本制度に係る事務のうち、次の各号に掲げる ものについては有限責任あずさ監査法人の事業主が取り扱うものとする。
 - 一 資産管理運用機関及び業務の委託会社との間の各種事務手続についての取りまとめ
 - 二 資産管理運用機関及び業務の委託会社からの報告事項について報告を受けること。
 - 三 厚生労働大臣又は地方厚生(支)局長への承認及び届出の取りまとめ
- 2 有限責任あずさ監査法人の事業主は、前項各号に規定する業務を行った場合は、他の事業主にその旨及びその内容を通知するものとする。

(法令等の適用)

第74条 この規約に特別の定めがあるもののほか、本制度に係る業務の執行に関し必要な事項は、法、令、規則その他関係法令及び厚生労働省が発出する通知に定めるところによる。

(施行期日)

第1条 この規約は、平成21年9月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

(資格取得の時期及び加入者期間に関する経過措置)

- 第2条 施行日の前日において次条第1項の適格退職年金契約の加入者であった者(施行日に実施事業所に使用されている者に限る。)及び施行日において現に第3条に規定する加入者に該当する者は、施行日に、加入者の資格を取得する。
- 2 前項の規定により加入者の資格を取得した者が施行日前に実施事業所に使用されていた期間 (加入者の資格を取得した者のうち、職員は職員であった期間とし、加入者の資格を取得した 者のうち、社員及び代表社員は社員又は代表社員であった期間から昭和60年7月1日前の期 間(平成18年4月1日時点において社員又は代表社員であって、旧あずさ監査法人の被用者 年金被保険者であった者は平成18年4月1日前の期間)を控除した期間)から休職を開始し た日から休職を終了して復職した日の前日までの期間を控除した期間は、施行日に、第6条に 規定する加入者期間に算入する。この場合において、職員が附則別表第1に掲げる他の厚生年 金適用事業所に使用されていた場合にあっては、当該他の厚生年金適用事業所に使用されてい た期間から附則別表第2に掲げる期間を控除した期間を、施行日に、第6条に規定する加入者 期間に算入する。
- 3 第1項の規定により加入者の資格を取得した者のうち、施行日に第3条に規定する加入者に 該当しない者は、同日に加入者の資格を喪失する。

(適格退職年金契約に係る権利義務の承継)

- 第3条 事業主は、厚生労働大臣の承認を受けて、施行日の前日において当該事業主が締結して いた適格退職年金契約に係る給付の支給に関する権利義務を、施行日に、承継する。
- 2 前項の規定により事業主が権利義務を承継したときは、本制度の資産管理運用機関は、平成 21年11月末日までに、当該適格退職年金契約に係る積立金の移換を受ける。
- 3 第1項の規定により事業主が権利義務を承継したときは、施行日の前日において当該適格退職年金契約に係る受給権を有する者は、支給に関する権利義務が承継された給付について本制度の受給権者となり、その給付の内容については、なお従前の例による。

(基準給与に関する経過措置)

- 第4条 附則第2条第1項の規定により施行日に加入者となった者の基準給与は、本則第7条に かかわらず、次の各号に定めるものの合計に1,000円を乗じて得た額とする。
 - 一 施行日から加入者の資格を喪失するまでの期間について、勤続ポイントを毎年累積したポ イント
 - 二 実施事業所及び職種の区分に応じて附則別表第3に掲げる退職金規程各条項に定める移行 時の累計ポイント

(給付に関する経過措置)

- 第5条 附則第2条第1項の規定により本制度の加入者の資格を取得した者のうち、確定給付企業年金の加算支給に関する規程(平成21年9月1日現在において効力を有するあずさ監査法人の確定給付企業年金の加算支給に関する規程をいう。以下同じ。)に定める支給対象者が、第19条、第24条各号、第28条第1項及び同条第2項各号(第5号及び第6号を除く)の支給要件を満たしたときの給付額は第20条、第21条第3項、第22条第3項第1号、第25条、第26条第4項、同条第5項、第30条第1項、同条第2項各号(第5号及び第6号を除く)及び第31条第2項第1号の規定にかかわらず、次の各号の規定により算定される額とする。
 - 一 第19条に規定する老齢給付金の支給要件を満たしたとき 次のイ及びロに定める額の合計額に加入者の資格を喪失した日の翌日から老齢給付金の支 給要件を満たした日までの期間に応じて別表第3に定める率を乗じて得た額
 - イ 加入者の資格を喪失した日における基準給与の額に第12条1項において選択した年 金給付に応じて別表第2に定める率を乗じて得た額(10円未満の端数があるときは、これを切り上げる。)
 - 口 確定給付企業年金の加算支給に関する規程に定める退職時加算給付額(以下「退職時加算給付額」という。)を106.442(ただし、第12条1項において第2号を選択した場合にあっては、150.581(2.5%を予定利率とした15年確定年金現価率)。第7号において同じ。)で除して得た額(10円未満の端数があるときは、これを切り上げる。)
 - 二 第19条に規定する老齢給付金の支給要件を満たした者が第21条第1項の申出をしたと き

前号に規定する額

三 第19条に規定する老齢給付金の支給要件を満たした者が第22条第1項の請求をしたと き

第22条第3項第1号において「第20条又は前条第3項」を「附則第5条第1号又は同 条第2号」と読み替えて、第22条第3項第1号の規定により算定した額

四 第24条各号に規定する脱退一時金の支給要件を満たしたとき又は第28条第2項第1号 に規定する遺族給付金の支給要件を満たしたとき

次のイ及び口に定める額の合計額

- イ 加入者の資格を喪失した日における基準給与の額
- 口 退職時加算給付額
- 五 第24条第1号に規定する脱退一時金の支給要件を満たした者が第26条第1項及び第2項の申出をしたとき又は第28条第2項第2号に規定する遺族給付金の支給要件を満たしたとき

前号に規定する額

六 第24条第2号に規定する脱退一時金の支給要件を満たした者が第26条第3項の申出を したとき又は第28条第2項第3号に規定する遺族給付金の支給要件を満たしたとき

第26条第5項において「前条に規定する額」を「附則第5条第4号に規定する額」と読み替えて、第26条第5項の規定により算定した額

- 七 第28条第1項に規定する遺族給付金の支給要件を満たしたとき 次のイ及び口に定める額の合計額
 - イ 加入者の資格を喪失した日における基準給与の額に第12条第1項において選択した 年金給付に応じて別表第2に定める率を乗じて得た額(10円未満の端数があるときは、 これを切り上げる。)
 - ロ 退職時加算給付額を106.442で除して得た額(10円未満の端数があるときは、 これを切り上げる。)
- 八 第28条第2項第4号に規定する遺族給付金の支給要件を満たしたとき

第21条第3項において「前条に規定する額」を「第12条第1項において第1号を選択するとして附則第5条第1号において算定される額」と読み替えて、第21条第3項の規定により算定した額に106.442を乗じて得た額

九 第31条第1項の請求をしたとき

同条第2項第1号において「前条第1項の規定により算定される遺族給付金の年金月額」 を「第12条第1項において第1号を選択するとして附則第5条第7号において算定される 額」と読み替えて、同条第2項第1号の規定により算定した額

(許容繰越不足金に関する経過措置)

第6条 第40条第2項に定める許容繰越不足金の計算については、同項中「23年」とあるのは、「30年から平成14年4月1日から当該事業年度の末日までの年数(1年に満たない端数がある場合にあっては、これを切り捨てるものとする。)を控除して得た年数(当該年数が20年を下回る場合にあっては20年とする。)」とする。

(最低保全給付に関する経過措置)

- 第7条 附則第3条第1項の規定により事業主が適格退職年金契約に係る給付の支給に関する権利義務を承継したときは、当該権利義務を承継された者に係る第41条第3項の最低保全給付の額は、同項各号に掲げる最低保全給付の額から、当該権利義務の承継により増加することとなる最低保全給付の額に、平成14年4月1日から基準日(第41条第2項に規定する基準日をいう。以下この条において同じ。)までの年数(その期間に1年に満たない端数があるときは、これを切り捨てる。)を15から減じた数(当該数が零未満となる場合にあっては零とする。)を15で除して得た数を乗じて得た額を控除した額とする。
- 2 附則第2条第2項の規定により施行日前に実施事業所及び他の厚生年金適用事業所に使用されていた期間を加入者期間に算入された者(適格退職年金契約から権利義務を承継された加入者を除く。)に係る第41条第3項第5号及び第6号の最低保全給付の額は、これらの号に掲げる最低保全給付の額から、当該加入者期間の算入により増加する最低保全給付の額に、施行日から基準日までの年数を5から減じた数を5で除して得た数を乗じて得た額を控除した額とする。

(財政再計算の経過措置)

第8条 本制度が最初に行う財政再計算(法第58条第1項に定める財政再計算をいう。)については、平成25年8月末日を基準日として行うものとする。

附則別表第1

名称	所 在 地
旧新和監査法人	東京都中央区京橋1丁目2番1号 大和八重
	洲ビル
旧監査法人朝日会計社	東京都千代田区丸の内3丁目2番3号 富士
	ビルヂング
旧朝日コンサルティング株式会社	東京都新宿区揚場町1番20号 福升ビル
旧井上斎藤英和監査法人	東京都港区赤坂8丁目1番19号 日本生命
	ビル
朝日アーサーアンダーセン株式会社	東京都新宿区揚場町1番18号
旧あずさ監査法人	東京都千代田区丸の内1丁目8番1号
監査法人朝日新和会計社	東京都千代田区丸の内3丁目2番3号 富士
	ビルヂング
株式会社グローバルマネジメントディレク	東京都千代田区丸の内1丁目8番1号
ションズ	
朝日KPMGアウトソーシング株式会社	東京都新宿区津久戸町1番8号

附則別表第2

名称	控除する期間
旧新和監査法人	昭和59年1月1日前に使用されていた期間
旧監査法人朝日会計社	昭和60年7月1日前に使用されていた期間
旧朝日コンサルティング株式会社	なし
旧井上斎藤英和監査法人	平成6年10月1日前に使用されていた期間
朝日アーサーアンダーセン株式会社	なし
旧あずさ監査法人	なし
監査法人朝日新和会計社	昭和60年7月1日前に使用されていた期間
株式会社グローバルマネジメントディレク	なし
ションズ	
朝日KPMGアウトソーシング株式会社	なし

附則別表第3

実施事業所の名称及び職種	移行時の累計ポイントを規定する規程の名称及び
	対象条項
あずさ監査法人の社員及び代表社員	社員退職金規程附則3.
あずさ監査法人の職員	退職金支給規程附則1.
KPMGあずさビジネススクール株	退職金支給規程附則2.
式会社の職員	

(施行日)

第1条 この規約は、承認の日から施行し、平成22年4月1日(以下「適用日」という。)から適用する。

(加入者及び加入者期間に関する経過措置)

- 第2条 適用日において、KPMGあずさビジネススクール株式会社(以下「非存続事業主」という。)の全喪に伴い、非存続事業主からあずさ監査法人に転籍となった者(以下「転籍者」という。)は、適用日に、加入者の資格を取得する。
- 2 前項の規定により加入者の資格を取得した者が適用日前に本制度の加入者であった期間は、 適用日に、第6条に規定する加入者期間に算入する。

(基準給与に関する経過措置)

- 第3条 第7条の規定にかかわらず、転籍者に係る基準給与は、転籍時の基準給与(この規約による変更前のあずさ監査法人確定給付企業年金規約第7条において「加入者の資格を喪失した日」を「適用日前日」と読み替えて算定される額をいう。)に、第7条において、「実施事業所に使用されるに至った日」を「適用日」と読み替えて算定される額を加えた額とする。
- 2 第7条の規定にかかわらず、適用日前の加入者期間にかかる基準給与は、なお従前の例による。

(標準給与に関する経過措置)

第4条 第8条の規定にかかわらず、転籍者に係る適用日から平成22年6月末日までの標準給 与は、第8条において「毎年7月1日」を「適用日」に、「翌年の6月末日」を「平成22年 6月末日」に読み替えて適用される額とする。

(掛金に関する経過措置)

第5条 平成22年3月以前の月に係る掛金については、なお従前の例による。

附則

(施行日)

第1条 この規約は、平成23年2月1日(以下、「施行日」という。)から施行する。ただし、第 2条については承認の日から施行し、平成22年7月1日から適用する。

(基準給与に関する経過措置)

第2条 施行日前日時点であずさ監査法人確定給付企業年金規約(施行日前日まで有効なあずさ 監査法人確定給付企業年金規約(規約番号 関規第006249号)をいう。)第3条の社員又 は代表社員であって、引き続き施行日以降、第3条のアソシエイト・パートナー又はパートナー である者の基準給与は、以下の各号の合計額とする。

- 一 実施事業所に使用されるに至った日から施行日前日まで あずさ監査法人確定給付企業年金規約第7条の「資格喪失した日」を「施行日前日」に読み 替えて算定される額
- 二 施行日から資格喪失する日まで

第7条第1項の「実施事業所に使用されるに至った日」を「施行日」に読み替えて算定される額

附則

(施行期日)

第1条 この規約は、平成23年9月1日から施行する。

(掛金に関する経過措置)

第2条 平成23年8月以前の月に係る掛金については、なお従前の例による。

附則

(施行日)

第1条 この規約は、承認の日から施行し、平成23年12月1日(以下「施行日」という。)から適用する。

(加入者、加入者期間及び標準給与に関する経過措置)

- 第2条 施行日においてKPMGマネジメントコンサルティング株式会社に使用されている者であって、第3条に規定の職員等に該当する者は、施行日に、加入者の資格を取得する。
- 2 前項の規定により加入者の資格を取得した者は、施行日前に実施事業所に使用されていた期間は、施行日に、第6条に規定する加入者期間に算入する。
- 3 第1項の規定により加入者の資格を取得した者は、施行日から平成24年6月末日までの間、 第8条の「毎年7月1日」を「施行日」に、「翌年の6月末日」を「平成24年6月末日」に読 み替えて適用するものとする。

(基準給与に関する経過措置)

- 第3条 前条第1項の規定により加入者の資格を取得した者の基準給与は、第7条にかかわらず、 以下の各号に掲げる額を合算した額とする。
 - 一 施行日以後の期間について 第7条の「実施事業所に使用されるに至った日」を「施行日」に読み替えて算定される額
 - 二 施行日前までの期間について 実施事業所に使用されるに至った日の属する月から施行日前日の属する月までの期間に該

当する期間について、KPMGマネジメントコンサルティング株式会社の職種の区分に応じた退職金規程において別表第6右欄に掲げる各条項に定める勤続ポイントを当該期間につき累積したポイントに第7条のポイント単価を乗じて得た額

附則

(施行日)

第1条 この規約は、届出の日から施行し、平成24年4月1日(以下「適用日」という。)から 適用する。

(加入者、加入者期間及び標準給与に関する経過措置)

- 第2条 第4条第1号により本制度の加入者の資格を取得した者のうち適用日において有限責任 あずさ監査法人(以下「転籍元」という。)からの転籍によりKPMGビジネスアドバイザリー 株式会社の職員等になった者(以下「転籍者」という。)は、適用日に、加入者の資格を取得する。
- 2 転籍者が、適用日前に転籍元に使用されていた期間は、適用日に、第6条に規定する加入者 期間に算入する。
- 3 第1項の規定により加入者の資格を取得した者の適用日から平成24年6月末日までの標準 給与は、第8条において「毎年7月1日」を「適用日」に、「翌年の6月末日」を「平成24年 6月末日」に読み替えて適用するものとする。

(給付に関する経過措置)

第3条 平成21年9月1日施行の附則第2条第1項の規定により本制度の加入者の資格を取得した者は、平成21年9月1日施行の附則第5条の規定について、「(平成21年9月1日現在において効力を有するあずさ監査法人の確定給付企業年金の加算支給に関する規程をいう。以下同じ。)」を「(平成24年4月1日現在において効力を有する各実施事業所の確定給付企業年金の加算支給に関する規程をいう。以下同じ。)」に、「別表第3」を「別表第8」に、「別表第2」を「別表第7」に読み替えて適用するものとする。

附則

この規約は、届出の日から施行し、平成24年6月1日から適用する。

附則

この規約は、届出の日から施行する。ただし、第2条におけるKPMGマネジメントコンサルティング株式会社のKPMGコンサルティング株式会社への事業主名及び実施事業所名の変更に

ついては、届出の日から施行し、平成26年4月1日から適用する。KPMGマネジメントコンサルティング株式会社の住所及び所在地にかかる変更については、届出の日から施行し、平成25年8月26日から適用する。KPMGビジネスアドバイザリー株式会社の住所及び所在地の変更については、届出の日から施行し、平成25年1月7日から適用する。

附則

この規約は、届出の日から施行し、平成26年7月1日から適用する。

附則

(施行期日)

第1条 この規約は、平成26年9月1日から施行する。

(掛金に関する経過措置)

第2条 平成26年8月以前の月に係る掛金については、なお従前の例による。

附則

この規約は、届出の日から施行し、平成26年7月1日から適用する。

附則

(施行期日)

第1条 この規約は、承認の日から施行し、平成27年2月1日(以下「施行日」という。)から 適用する。

(資格喪失の時期に関する経過措置)

第2条 施行日時点で第3条第1号に規定するディレクター又はマネージング・ディレクターについては、第5条の規定にかかわらず、施行日で資格を喪失する。

(給付に関する経過措置)

第3条 施行日前に変更前規約に基づき受給権を有する者に係る給付の内容については、なお従前の例による。

附則

(施行期日)

第1条 この規約は、承認の日から施行し、平成27年7月1日(以下「施行日」という。)から 適用する。

(資格喪失の時期に関する経過措置)

第2条 施行日時点で第3条第1号に規定するパートナー(KPMGコンサルティング株式会社) 又はディレクター(KPMGコンサルティング株式会社)については、第5条の規定にかかわらず、施行日で資格を喪失する。

(給付に関する経過措置)

第3条 施行日前に変更前規約に基づき受給権を有する者に係る給付の内容については、なお従前の例による。

(連合会に関する経過措置)

第4条 第52条第1項第2号に規定する連合会は、平成25年改正法附則第70条に規定する 連合会の設立までの間、同法附則第3条第13号に規定する存続連合会とする。

附則

この規約は、平成28年1月1日から施行する。

附則

この規約は、平成30年4月1日より施行する。ただし、この規約による変更後の第71条の規定は、平成23年8月10日から適用する。

附則

この規約は、平成30年5月1日から施行する。

附則

(施行期日)

第1条 この規約は、届出の日から施行し、令和元年7月1日(以下「適用日」という。)から適

用する。ただし、第2条におけるKPMGコンサルティング株式会社にかかる変更については、 平成30年2月13日から適用する。

(加入者及び加入者期間に関する経過措置)

- 第2条 適用日においてKPMGコンサルティング株式会社(以下「転籍元」という。)からの転籍により株式会社KPMG Ignition Tokyoの職員等になった者(以下「転籍者」という。)は、適用日に、加入者の資格を取得する。
- 2 転籍者が、適用日前に転籍元に使用されていた期間は、適用日に、第6条に規定する加入者 期間に算入する。

附則

(施行期日)

第1条 この規約は、令和元年9月1日(以下「施行日」という。)から施行する。ただし、第2 2条第3項における老齢給付金の残余保証期間を規定する別表ついては、平成23年12月1 日から適用する。

(給付に関する経過措置)

第2条 施行日前に変更前規約に基づき受給権を有する者に係る給付の内容については、なお従前の例による。

(掛金に関する経過措置)

第3条 令和元年8月以前の月に係る掛金については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

第1条 この規約は、承認の日から施行し、令和元2年3月1日(以下「施行日」という。)から 適用する。

(資格取得の時期、加入者期間、基準給与及び標準給与に関する経過措置)

- 第2条 施行日時点でディレクター (KPMGコンサルティング株式会社) であって、施行日に おいて第3条に規定する加入者に該当する者は、施行日に、加入者の資格を取得する。
- 2 前項の規定により加入者の資格を取得した者がディレクター(KPMGコンサルティング株式会社)であった期間(ただし、当該期間に休職した期間がある場合には、休職を開始した日から休職を終了して復職した日の前日までの期間を控除した期間とする。)は、施行日に、第6条に規定する加入者期間に算入する。
- 3 第7条の規定にかかわらず、第1項の規定により加入者の資格を取得した者の基準給与は、

次の各号に定める額を合算した額とする。

- 一 施行日前日までの職員等の期間(ただし、当該期間に休職した期間がある場合には、休職 を開始した日から休職を終了して復職した日の前日までの期間を控除した期間とする。)にか かる勤続ポイントを累積したポイントにポイント単価(1,000円)を乗じた額
- 二 施行日から加入者の資格を喪失した日までの期間について、第7条の例により算定される 基準給与
- 4 第8条の規定にかかわらず、第1項の規定により加入者の資格を取得した者の施行日から令和2年6月末日までの標準給与は、第8条において「毎年7月1日」を「施行日」に、「翌年の6月末日」を「6月末日」に読み替えて適用する額とする。

(給付に関する経過措置)

第3条 施行日前に変更前規約に基づき受給権を有する者に係る給付の内容については、なお従前の例による。

実施事業所別加入職種規定別表

別表第1

実施事業所名	就業規則の名称及び条項
有限責任あずさ監査法人	有限責任あずさ監査法人の就業規則(令和2年3月1日現在に
	おいて効力を有する有限責任あずさ監査法人の就業規則をい
	う。) 第4条に定める職員
KPMGコンサルティング株	KPMGコンサルティング株式会社の就業規則(令和2年3月
式会社	1日現在において効力を有するKPMGコンサルティング株
	式会社の就業規則をいう。)第2条に定める従業員
株式会社KPMG Ignit	株式会社KPMG Ignition Tokyoの就業規則
ion Tokyo	(令和元年7月1日現在において効力を有する株式会社KP
	MG Ignition Tokyoの就業規則をいう。)第
	2条に定める従業員

実施事業所別休職規定別表

実施事業所名	休職を定める規程の名称及び条項
有限責任あずさ監査法人	休職、休業、休暇及び災害補償等の取扱規程(令和2年3月1日
	現在において効力を有する有限責任あずさ監査法人の休職、休
	業、休暇及び災害補償等の取扱規程をいう。) 第4条第1号及び
	第3号に規定する休職
KPMGコンサルティング	KPMGコンサルティング株式会社の就業規則(令和2年3月
株式会社	1日現在において効力を有するKPMGコンサルティング株式
	会社の就業規則をいう。)第11条に規定する休職
株式会社KPMG Igni	株式会社KPMG Ignition Tokyoの就業規則(
tion Tokyo	令和元年7月1日現在において効力を有する株式会社KPMG
	Ignition Tokyoの就業規則をいう。)第11条
	に規定する休職

実施事業所別業務外傷病休職規定別表

別表第3

万	
実施事業所名	休職を定める規程の名称及び条項
有限責任あずさ監査法人	休職、休業、休暇及び災害補償等の取扱規程(令和2年3月1日
	現在において効力を有する有限責任あずさ監査法人の休職、休
	業、休暇及び災害補償等の取扱規程をいう。) 第4条第2号に規
	定する業務外傷病 (業務上傷病 (労働者災害補償保険法 (昭和2
	2年法律第50号)第7条第1項第1号に規定する業務災害又
	は同項第2号に規定する通勤災害をいう。) 以外の傷病をいう。)
	による休職
KPMGコンサルティング	休業及び災害補償等の取扱規程(平成26年7月1日現在にお
株式会社	いて効力を有するKPMGコンサルティング株式会社の休業及
	び災害補償等の取扱規程をいう。)第2条第2号に規定する業務
	外傷病(業務上傷病(労働者災害補償保険法(昭和22年法律第
	50号) 第7条第1項第1号に規定する業務災害又は同項第2
	号に規定する通勤災害をいう。) 以外の傷病をいう。) による休職
株式会社KPMG Igni	休業及び災害補償等の取扱規程(令和元年7月1日現在におい
tion Tokyo	て効力を有する株式会社KPMG Ignition Tok
	у о の休業及び災害補償等の取扱規程をいう。) 第2条第2号に
	規定する業務外傷病(業務上傷病(労働者災害補償保険法(昭
	和22年法律第50号)第7条第1項第1号に規定する業務災
	害又は同項第2号に規定する通勤災害をいう。) 以外の傷病をい
	う。)による休職

実施事業所別育児休業規定別表

実施事業所名	育児休業を定める規程の名称及び条項
有限責任あずさ監査法人	有限責任あずさ監査法人の育児休業規程(令和2年3月1日現
	在において効力を有する有限責任あずさ監査法人の育児休業規
	程をいう。)第2条に規定する育児休業
KPMGコンサルティング	KPMGコンサルティング株式会社の育児休業規程(平成26
株式会社	年7月1日現在において効力を有するKPMGコンサルティン
	グ株式会社の育児休業規程をいう。) 第2条に規定する育児休業
株式会社KPMG Igni	株式会社KPMG Ignition Tokyoの育児休業
tion Tokyo	規程(令和元年7月1日現在において効力を有する株式会社K
	PMG Ignition Tokyoの育児休業規程をいう
	。)第2条に規定する育児休業

実施事業所別介護休業規定別表

実施事業所名	介護休業を定める規程の名称及び条項
有限責任あずさ監査法人	有限責任あずさ監査法人の介護休業規程(平成23年2月1日
	現在において効力を有する有限責任あずさ監査法人の介護休業
	規程をいう。)第2条に規定する介護休業
KPMGコンサルティング	KPMGコンサルティング株式会社の介護休業規程(平成26
株式会社	年7月1日現在において効力を有するKPMGコンサルティン
	グ株式会社の介護休業規程をいう。) 第2条に規定する介護休業
株式会社KPMG Igni	株式会社KPMG Ignition Tokyoの介護休業
tion Tokyo	規程(令和元年7月1日現在において効力を有する株式会社K
	PMG Ignition Tokyoの介護休業規程をいう
	。)第2条に規定する介護休業

実施事業所別職種別勤続ポイント規定条項別表

別表第6

実施事業所名	勤続ポイントを規定する規程の名称及び対象条項	
有限責任あずさ監	アソシエイ	パートナー退職金規程(令和2年3月1日現在におい
查法人	ト・パート	て効力を有する有限責任あずさ監査法人のパートナー
	ナー	退職金規程をいう。)第19条第2項
	パートナー	
	プリンシパル	
	職員	退職金支給規程(令和2年3月1日現在において効力
		を有する有限責任あずさ監査法人の退職金支給規程を
		いう。)第14条第2項
KPMGコンサル	従業員	退職金支給規程(令和2年3月1日現在において効力
ティング株式会社		を有するKPMGコンサルティング株式会社の退職金
		支給規程をいう。)第14条第3項
	ディレクター	退職金支給規程(令和2年3月1日現在において効力
		を有するKPMGコンサルティング株式会社の退職金
		支給規程をいう。)第14条第3項
株式会社KPMG	従業員	退職金支給規程(令和元年7月1日現在において効力を
Ignitio		有する株式会社KPMG Ignition Tok
n Tokyo		у о の退職金支給規程をいう。) 第14条第3項

年金給付別支給率別表

支給率(%)					
10年確定年金	15年確定年金				
0. 93948	0.66410				

繰下げ期間別乗率別表

別表第8

<u> </u>					
繰下げ期間	乗率				
(年)	(倍)				
0	1.000				
1	1. 025				
2	1.051				
3	1. 077				
4	1. 104				
5	1. 131				
6	1. 160				
7	1. 189				
8	1. 218				
9	1. 249				
10	1. 280				
11	1. 312				
12	1. 345				
13	1. 379				
14	1.413				
15	1. 448				
16	1. 485				
17	1. 522				
18	1. 560				
19	1. 599				
20	1.639				
21	1.680				
22	1.722				
23	1. 765				
24	1.809				
25	1.854				
n	(1. 025) ⁿ				
	(小数点以下第4				
	位を四捨五入)				

(繰下げ期間の計算)

加入者の資格を喪失した日の翌日から起算し、繰下げを終了した日又は死亡した日までの期間とする。当該期間の計算において1ヵ月未満の端数が生じたときはこれを切り上げ、1年未満の端数は月割計算する。

繰下げ期間に1年未満の端数月がある場合の乗率は次式による。

A年Bヵ月の乗率=A年の乗率+ {(A+1) 年の乗率-A年の乗率} ×B/12

(端数処理:小数点以下第4位を四捨五入)

別表第9 (倍)

加权知识						(10)
月年	0	1	2	3	4	5
0	0.000	1.0000	1.998	2.994	3.988	4.979
1	11.865	12.841	13.814	14.786	15.756	16.723
2	23.441	24.393	25.343	26.291	27.237	28.181
3	34.735	35.663	36.590	37.515	38.438	39.359
4	45.753	46.659	47.563	48.465	49.365	50.264
5	56.502	57.386	58.268	59.148	60.027	60.903
6	66.989	67.851	68.712	69.571	70.428	71.283
7	77.221	78.062	78.901	79.739	80.575	81.410
8	87.202	88.023	88.842	89.660	90.475	91.289
9	96.941	97.741	98.541	99.338	100.134	100.928
1 0	106.442	107.223	108.002	108.780	109.557	110.332
1 1	115.711	116.473	117.233	117.992	118.750	119.506
1 2	124.754	125.497	126.239	126.980	127.719	128.456
1 3	133.576	134.302	135.026	135.748	136.469	137.188
1 4	142.184	142.891	143.598	144.302	145.006	145.708
月年	6	7	8	9	10	11
0	5.969	6.957	7.943	8.926	9.908	10.888
1	17.689	18.653	19.614	20.574	21.532	22.487
2	29.123	30.063	31.001	31.937	32.872	33.804
3	40.278	41.195	42.110	43.024	43.935	44.845
4	51.161	52.055	52.948	53.840	54.729	55.616
5	61.778	62.651	63.522	64.392	65.259	66.125
6	72.136	72.988	73.838	74.686	75.533	76.378
7	82.242	83.073	83.902	84.730	85.556	86.380
8	92.102	92.912	93.721	94.529	95.334	96.138
9	101.721	102.511	103.301	104.088	104.874	105.659
1 0	111.105	111.876	112.646	113.415	114.182	114.947
1 1	120.260	121.013	121.764	122.514	123.262	124.009
1 2	129.192	129.927	130.660	131.391	132.121	132.849
1 3	137.906	138.623	139.338	140.052	140.764	141.474
1 4	146.408	147.107	147.805	148.501	149.196	149.889
母人	·伊. 紅期間15年	= 150 59	2 1 (子) 全 利 索 () F 0/17 F 7	15年確定任会	由(年表)

残余保証期間15年 150.581 (予定利率2.5%による15年確定年金現価率)